（様式－１）　　（平成２８年４月１日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　申請による換価の猶予に伴う差押解除事務（すでに換価の猶予の許可を得ている場合）

作成部署　主税局徴収部徴収指導課徴収企画班　　電話　5388-3023

《事務処理フロー図》

標準処理期間　　計５日

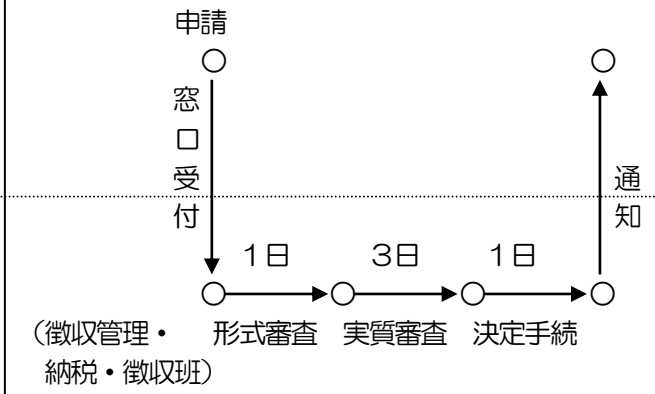

申請者

都税事務所・支庁

部課

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　明
１	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が揃っているかどうかを審査します。
２	実質審査	申請書の内容について、差押解除の要件を満たしているかどうかを審査します。
３	決定手続	許可の諾否について、各都税事務所の課長又は所長が決定します。
４	通知	申請者に通知します。
５		
６		
７		
８		
９		
１０		